

自然災害特集 2021 東日本大震災から10年

共済の地震保障(補償)

日本共済協会が毎年12月に発行する「日本の共済事業ファクトブック」によると、各共済団体は、その背景や特徴を反映させながら、東日本大震災では地震保険に匹敵する1兆2538億円もの共済金・見舞金などを支払い、被災地の復興支援に大きな役割を果たした。近年、南海トラフ地震なども予測される中、共済6団体に地震保障(補償)の開発背景や目的、内容や特徴、普及推進への取り組みなどを聞いた。(順不同)

J A 共済連 「建物更生共済」

■開発の背景と目的

全国共済農業協同組合連合会(J A 共済連)が現在の「建物更生共済」の仕組みで提供している自然災害に対する保障は、契約量の蓄積により全国域に広がる契約者集団が形成されたことや、1959年の伊勢湾台風による甚大な被害を契機に保障需要が高まったことを受け、61年から全国の農村を中心とする組合員に提供が始まった。

■保障内容の特徴

建物更生共済は、農村の営農資金の不足状態や生産力向上の長期安定的な自立資金の造成、住宅の建て替え(更生)のための資金需要へ対応するために開発された背景があることから、地震保険とは異なり、5年~30年という長期間の保障と満期保障を全国統一の共済掛金率で提供している。地震も含めた自然災害保障については、61年の開始当初から特約ではなく主契約での保障提供を行っており、「建物更生共済に加入すれば、火災も自然災害も保障される」ことが特徴となっている。また、建物更生共済の地震保障は、付保割合に応じて、損害の額に保障割合である50%を乗じた額を契約者に支払うため、火災や風災、水災などと同様に契約者の損害状況に応じた割合で共済金を支払う方式となっている。

■推進上の取り組み・今後の展開など

J A 共済では、組合員・利用者とのコミュニケーション強化を図り、一人一人のライフスタイルの変化やニーズに合った保障を提供するとともに、共済金を漏れなく請求してもらうために、訪問時の契約内容の確認にあわせて請求漏れがないかの確認を行う取り組みを展開している。特に、頻発する自然災害への備えを万全にもらうため、建物や家財の保障に関する保障点検活動を通じ、建物更生共済「むてきプラス」の普及推進に取り組んでいる。今後は、建物更生共済で地震保障を含めた火災・自然災害保障を一体的に提供していくに当たり、リスクのコントロールや対応準備金の造成など、さらに万全な備えを構築していく。また、組合員の期待に一層応えられるよう、建物更生共済の特徴を生かしながら、分かりやすく、利用しやすい仕組みの改善を行っていく。

コープ共済連 「CO・OP火災共済・自然災害共済」

■受託の背景と目的

79年から取り扱いを開始したCO・OP火災共済・自然災害共済は、こくみん共済coopからの受託共済となっており、地域の生協組合員が万一の災害に備えることを目的としている。

■推進上の取り組み・今後の展開など

従来から行っているこくみん共済coop推進本部と地域生協の連携をすすめる「防災ワークショップ」や「住宅保障の見直し相談会」などの共同開催を実施している。CO・OP共済2030年ビジョンでは、「元受共済、受託共済、団体保険などをバランスよく取り扱い、組合員のくらしの総合保障の充実をめざす」ことを掲げて、生命・医療保障と同様に組合員のくらしに欠かせない重要な保障であると位置付け、今後も引き続き組合員の暮らしに貢献することを目指している。

■その他の取り組みなど

CO・OP火災共済・自然災害共済とは別に、生命・医療保障であるCO・OP共済《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》で異常災害見舞金制度を設けている。地震・噴火・津波により加入者が居住する住宅に被害を受けた場合に「異常災害見舞金規則」に基づき、加入世帯に対して見舞金を支払うもので、被災した加入者にわずかでもお見舞いの気持ちを伝える趣旨で設立された。東日本大震災では約7万4000世帯へ20億885万円の支払いとなった。

また、全国の生協とコープ共済連は、地震、津波、台風や水害などの甚大な災害が起きた際は、契約者の早期復興のため、契約者の自宅や避難所を訪ね、共済金・見舞金請求手続きの案内や請求受付を行う、共済契約者訪問活動を実施している。

全国生協連(県民共済グループ) 「地震特約」

■開発の背景と目的

全国生活協同組合連合会(全国生協連)は、1995年の阪神・淡路大震災を契機に、火災共済の基本保障において半壊・半焼以上で加入額の5%を保障する制度を導入していたが、東日本大震災や熊本地震などの震災以降、加入者からより手厚い地震保障を望む声が多数寄せられた。そうした加入者の期待に応えるため、2018年10月に基本保障における一部破損の保障と、半壊・半焼以上で加入額の15%を保障する「地震特約」を新設し、都道府県に居住・職場がある加入者に提供している。

■保障内容の特徴

同特約は住宅と家財が引受対象で、新型火災共済の基本保障(注)に加えて、加入住宅の半壊・半焼以上の損害は新型火災共済の加入額の15%(最高900万円)を保障する。(注)基本保障は、①加入住宅の半壊・半焼以上の損害には加入額の5%(最高300万円)②半壊・半焼に至らず、損害額が20万円を超える損害(一部破損)を加入住宅が被災した場合は一律5万円(加入額100万円以上の場合)③加入者または加入者同一世帯に属する人が死亡・重度障害となった場合は、1人につき100万円(合計500万円限度)を保障。

■推進上の取り組み・今後の展開など

加入者宛てのDMやウェブサイト、新聞広告などを展開して周知に努めている。18年10月の発売以降、19年度末までに76万443件(「新型火災共済」加入件数の22.8%)が加入している。現在は基本保障と同特約で合わせて加入額の20%を保障しているが、地震の集積リスクの分散化やさらなる準備金などの充実が課題となっているため、今後は加入者の要望を踏まえ、保障額の引き上げについて検討していく。

J F 共水連 「生活総合共済」

■開発の背景と目的

全国共済水産業協同組合連合会(J F 共水連)は、水産業協同組合法に基づき、全国の漁業協同組合(J F)とJ F 共水連が一体となって漁業者や地域住民の暮らしの保障を提供・運営している。東日本大震災では生命共済で87億円、損害共済で153億円の共済金を支払った。特に損害共済では岩手・宮城・福島の3県の保有契約の8割が罹災したことなどを背景に地震補償ニーズが高まり、それを受け、2017年に生活総合共済を拡充した。

■補償内容の特徴

生活総合共済は、住宅・倉庫や建物に収容される家財、自家用漁業資材などが引受対象となっており、火災などに加え、地震を含む自然災害を原因とする被災や、家財などの盗難による損害も補償する。17年の制度改正により、地震補償額は地震による全損時の共済金支払額を共済金額の30%(従来25%)に拡充した。また、普通厚生共済も18年に海難特別給付金(津波も対象)を災害死亡共済金額の30%(従来10%)に拡充している。

■推進上の取り組み・今後の展開など

漁業者が抱えるリスクや生活環境などを的確に捉え、一人一人の保障を見直し、ライフプランに沿った生涯生活保障設計を行う「浜のあんしんサポート運動」を展開し、J F と組合員が日頃から密接につながる環境を構築している。また、それらの密接な関係に基づき、組合員が事故や自然災害により被災した際は被害状況を迅速に把握でき、早期に共済金を支払うことができる体制を構築している。

こくみん共済coop〈全労済〉 「自然災害共済」

■開発の背景と目的

全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)は、1995年の阪神・淡路大震災を契機に、自然災害(風水害および地震)に対する住宅災害保障制度の確立を目指し、商品開発に着手。同会と会員生協(電通共済生協、全国交運共済生協、教職員共済生協)の統一商品として、2000年5月より順次、火災共済に付帯する共済として自然災害共済を実施している。近年では東日本大震災を受けて15年2月に商品改定を行い、共済金のランクに大規模半壊を追加するなど保障を改善し、「住まいる共済」の呼称で全国の職域・地域の組合員に継続的な商品提供を行っている。

■保障内容の特徴

自然災害共済は、風水害・地震など、さまざまなリスクから住宅と家財を保障する。標準タイプと大型タイプに分かれており、火災共済と同口数で付帯する(火災共済は保障額10万円一口から自由設計可能)。また、「たすけあい」の組織として、地震で被災した人に少しでもお見舞いを届けるために、住宅の損害額が20万円超となった場合の特別共済金を設け、掛金については地域別ではなく全国一律を実現していることなどが特徴となっている。

■推進上の取り組み・今後の展開など

災害時に無保障者となる人の解消と、生活再建を充足する取り組みを展開している。具体的には、職域・地域共に加入者には、主に満期更新時に大型タイプなどへの保障引き上げを呼び掛けている。また、職域では協力団体と連携した新社会人となる新入組合員への紹介活動を実施しており、地域の生活者にはテレビCMなどからウェブや電話での資料請求や、共済ショップへの誘導を促すとともに、請求者・来店者へのフォローの取り組みを行っている。今後もこれらの取り組みを通じて、自然災害共済の付帯率向上を図るとともに、20年7月に策定した「こくみん共済coopSDGs行動宣言」に基づき、大規模災害の発生から組合員を守るため、防災・減災の普及と社会インフラづくりを進める方針だ。

日火連 「地震危険補償特約」

■開発の背景と目的

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)では、これまで地震・津波などを原因とする建物の倒壊の補償がなく、東日本大震災当時も被災した組合員の労苦に応えることができなかった。その後に実施した組合員に対するアンケートでは、地震に対する補償の開発が最も多い要望を占めた。また、中小企業強靱化法が19年7月16日に施行され、中小企業のリスクファイナンス対策の一つとして自然災害への補償提供が求められていることから、20年1月に火災共済に付帯する「地震危険補償特約」を中小企業などに提供を開始している。

■補償内容の特徴

地震危険補償特約は、新耐震基準の「建物」に対して、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する。中小企業者などの主たる物件である普通物件(併用住宅、事務所など)と工場物件については、地震により建物に被害が発生した際の事業の再開を目的としており、住宅物件については、中小企業者・小規模事業者の生活の再建を目的としている。共済金額は1000万円が限度(火災共済の共済金額の30%~50%の範囲内)、契約期間は1年で、主契約の共済期間に合わせて2年~5年まで選択が可能となっている。共済金は地方自治体が交付する防災証明書「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定区分に基づいて支払われ、一部損は対象外となる。これにより、地震保険に比べて契約者の掛金負担を軽減している。

■推進上の取り組み・今後の展開など

同特約に関するキャンペーンや各会員組合による積極的な普及推進を実施している。また、業務提携を行っている全国商工会連合会とも連携し、多くの中小企業者・小規模事業者が所属する各商工会で同特約の案内・PRを行っている。従来の商品にはなかった地震に関する補償ができたことで、契約者から一定程度の満足を得られているが、会員組合の普及推進状況にはばらつきがあることから、今後は、事業用の建物の加入の普及推進をさらに強化し、加入実績を全国的に拡大していく。